

別記様式第2号

会議の概要報告

会議の名称	佐野市行政改革懇談会
1 開催日時	平成30年8月21日(火) 13時30分～15時00分
2 開催場所	佐野市役所 大会議室CD(6階)
3 委員等の人数	17人
4 出席委員等の人数	13人
5 議題	(1) 第3次佐野市行政改革大綱実施計画の平成29年度取組実績・財政効果及び総括について (2) 第4次佐野市行政改革大綱実施計画財政効果目標について (3) その他
6 会議の公開・非公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 一部公開・非公開の理由
7 傍聴者の数	0人
8 会議資料の名称	(資料1) 佐野市行政改革懇談会委員名簿 (資料2) 佐野市行政改革懇談会設置要綱 (資料3) 第3次佐野市行政改革大綱 (資料4) 第3次佐野市行政改革大綱実施計画 (資料5) 第4次佐野市行政改革大綱 (資料6) 第4次佐野市行政改革大綱実施計画 (資料7) 佐野市附属機関等の会議の公開に関する指針 (資料8) 第3次佐野市行政改革大綱実施計画 平成29年度実績一覧 (資料9) 第3次佐野市行政改革大綱実施計画の進捗状況 (資料10) 第3次佐野市行政改革大綱実施計画の財政効果 (資料11) 第4次佐野市行政改革大綱実施計画 財政効果目標

9 会議の概要
(発言の要旨)

1. 市長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 議事

議題(1) 第3次佐野市行政改革大綱実施計画の平成29年度取組実績・財政効果及び総括について

・事務局より議題について説明

<質疑等>

委員：定員適正化計画の推進について、臨時職員や臨時嘱託員の人数や人件費についてはどこに記載されているのか。

事務局：正職員を対象とした計画であるため、臨時職員や臨時嘱託員の人数や人件費については記載されていません。

委員：どのような形で、どの予算から臨時職員等の人件費が支払われているのか、示してほしい。

事務局：事業ごとでは分かりにくいいため、所属課ごとの臨時職員及び臨時嘱託員の人数と経費の推移について、どの程度の資料があるか確認し、後ほどお知らせします。

委員：市税等の収納対策について、収納対策が進んでいるようだが、職員の手間も多くかかっていると思われる。公平公正な立場で、税を納めない理由にはどういったものがあるのか。

事務局：経済的な理由による場合と、納める経済力はあるものの、税以外に消費してしまう場合があるとのこと。そういった理由を踏まえ、収納対策を行っているところです。

委員：進捗状況について、完了が3件とのことだが、計画の設定が厳しすぎるのでは。

事務局：計画策定のように終期があるものは完了となりますが、継続的に繰り返し実施するもの完了ではなく、計画通り推進中として

おり、第4次の計画にも続いているものもあるためです。

委員：市有財産の有効活用について、46件と件数が多いが、この数字は今後も同様に見込まれるのか。

事務局：未利用地の売り払いについては、一般競争入札、入札不落後の随意契約もありますが、法定外公共物の件数が多くなっています。法定外公共物は宅地内等にかつて馬入れなどの道や水路であった土地で、現在でも数としては膨大に存在します。そのため、年度により上下はありますが、件数としては概ねこの数字が続くものと思われま

・その他の質疑応答無し

議題(2) 第4次佐野市行政改革大綱実施計画財政効果目標について

・事務局より議題について説明

<質疑等>

委員：ふるさと納税制度の促進では、大幅な増額を示しているが、返戻品に係る経費もかかると聞いている。その分は差し引きで計算されているのか。

事務局：経費については計算していません。国の指導では返戻品の経費は3割程度とされています。

委員：財政効果という意味では、最終的に実績の報告をする際には、参考値として経費を見込んだ上で表記をするべきでは。

事務局：財政効果を提示する際には、ふるさと納税額と支出した経費が分かる形で表記をします。

委員：各団体等に対する支援の適正化について、実施計画の目標指標が各年度100%となっているがその意味は。また、補助金が出される基準は。

事務局：補助金等見直し計画書では対象となるそれぞれの補助金等に対して年度ごとに見直し額を示しています。それらの見直しが各年度で達成できた場合、100%としています。

また、佐野市補助金等交付基準という市が補助金等を交付する上での内規があります。その中では、例えば事業の公益性ということで総合計画の施策に貢献しているか、事業の効果性ということで、市民の福祉の向上や利益の増進、客観的な効果が認められるか、また、団体等の適格性ということでその団体等が公共的性格を有しているか、会計処理等が適切に行われているか、などを定めています。

委員：福祉の向上を客観的に見るとはどのように判断するのか。

事務局：基本的には市の福祉政策に沿ったもの、という考え方になりますが、実際には行政の方で客観的に評価していると考えます。

委員：プレミアム付商品券がなくなった理由とは。

委員長：市からの1,500万円分の交付金を基に行ってきたものだったが、市の方から長期的な経済政策を続けていくのは困難であるとの話があったことから、やむをえないと判断し、廃止となった。ただし、その代替えとなる施策を考えてもらえるよう伝え、地域経済の活性化、あるいは消費を喚起させるための有効な方法を検討している。

委員：市有施設の計画的な見直しについて、30年度は田沼庁舎本館と北側車庫とのことだが、31年度から33年度までの具体的な施設の内容は。

事務局：市有施設適正配置計画の対象施設をこれまでと同じように所有すると仮定した場合にかかる更新費用を無くす、という観点から試算しているため、具体的にどの施設をいつどのくらいの金額で解体する、という

	<p>計上はできません。また、30年間の計画であるため、計画の進捗によりその後の更新費用の縮減を実績として計上できるものと考えます。</p> <p>委員：民間活力の活用という面で、指定管理者制度は有効な方法だと考えるが、指定管理期間は3年から5年となっている。指定管理者として設備投資をすることもあるが、3年から5年ではその費用を回収することができない弊害もある。また、指定管理者に雇用される側にも雇用期間に対する不安が生じる。そういったマイナス面も考慮した上で、良い面と一体的に民間活力の活用を考えてほしい。</p> <p>・その他の質疑応答無し</p>
10 その他	<p>事務局：ご質問のあった所属ごとの臨時職員及び臨時嘱託員の人数と経費の推移について確認し送付します。</p> <p>・本日付議しました内容のうち、資料No.10「第3次行革大綱実施計画の財政効果」の29年度実績、及び資料No.11「第4次佐野市行革大綱実施計画 財政効果目標」については、9月議会の資料と併せて、議員配布し、報道機関に情報提供する予定となっています。</p>